

# 指定ごみ袋の 返還申請について

令和4年4月からの指定ごみ袋の料金改定にあたり、3月末をもって販売が終了する（又、使用できなくなる）、指定ごみ袋等について、次のとおり返還の申請を受け付けますので期限内に申請してください。

## 返還期間・場所

期間: 令和4年3月1日～6月30日

場所: 役場環境生活課窓口

## 返還対象のごみ袋

- 生ごみ 20リットル
- 燃やせるごみ 45リットル
- 燃やせないごみ 45リットル
- 空き缶・びん専用 20リットル、45リットル
- ペットボトル 20リットル、45リットル  
（食品トレイ(白)）
- プラスチック類 20リットル、45リットル
- 紙製容器包装 20リットル、45リットル
- 10円証紙

6月30日まで  
使用することも  
可能です。

## 返還に必要なもの

- ① 羅臼町収入証紙交換請求書  
（指定ごみ袋取扱い店舗・役場環境生活課・町HPで入手できます）
- ② 返還するごみ袋
- ③ 印鑑（シャチハタ以外）
- ④ 通帳（振込する口座がわかるもの）